

## Q 夫が暴力離婚したい

夫と結婚して8年になり、6歳と3歳の子どもがいます。夫は結婚当初から、気に入らないことがあると私に大声でどなったり、物を投げつけたりするなどしていましたが、次第にエス

カレートし、最近は殴るようになりました。もう耐えられませんが、離婚を切り出せば、もっとひどい暴力を受けるのではないかと心配です。どうしたら良いでしょうか。

### 法律 相談室

ご相談の事例は夫婦などの間柄で起る暴力、いわゆる「DV（ドメスティック・バイオレンス）」にあたります。DVには、殴ったり物を投げつけたりする身体的暴力だけではなく、大声でどなるほか、言葉で相手の人格を執拗に傷つける精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的

の支援を受けながら慎重に対応していく必要があります。場合によっては一時保護施設（シェルター）に入所し、加害者から完全に身を隠すこともできます。このほか、裁判所に申し立て、一定期間、被害者や子どもに近づかないように命令を出してもらうなどの対応も考えられます。

DVは、どのような状態であろうとも明らかな人権侵害です。たとえ夫婦間であっても犯罪は成立します。DV家庭に育った子どもは心に深い傷を残します。脳の萎縮や、発達面での悪影響を及ぼすとの報告もあります。

## 身の安全第一に考えて

暴力、性行為の強要といった性的暴力などがあります。特に身体的暴力の危険性がある場合、ご自身とお子さまの安全の確保を第一に考えなければなりません。警察署や、各都道府県に設置されている「配偶者暴力相談支援センター」に相談し、行政機関など

の支援を受けながら慎重に対応していく必要があります。場合によっては一時保護施設（シェルター）に入所し、加害者から完全に身を隠すこともできます。このほか、裁判所に申し立て、一定期間、被害者や子どもに近づかないように命令を出してもらうなどの対応も考えられます。

DVが原因の場合、当事者同士で離婚の話し合いをすることは難しく、調停や裁判で離婚を検討することになります。その際に重要になってくるのが、DVを受けたことの「証拠」です。けがの写真や診断書、動画や音声、被害状況を記した日記などをできる限り集め

加害者と別れるには大変なエネルギーを要しますが、ご自身とお子さまのためにも一人で抱え込まず、早めに弁護士など専門家に相談いただきたいと思えます。県弁護士会ではDV法律相談（初回無料）を実施しています。ぜひご利用ください。（回答〓小西朱見弁護士）

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律のお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」